

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和5年5月12日

和歌山県知事 様

和歌山県有田市箕島33番地の1  
紀州有田商工会議所  
会頭 川端 隆也

和歌山県有田市箕島50番地  
有田市長 望月 良男

令和3年7月2日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

- （別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制  
2（1）当該経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 氏名：成川 明子  
連絡先：紀州有田商工会議所 中小企業相談所 TEL 0737-83-4777

【変更後】 氏名：高松 敬子  
連絡先：紀州有田商工会議所 中小企業相談所 TEL 0737-83-4777

【変更理由】 法定経営指導員である成川明子が、人事異動により令和5年4月1日付で一般職員になったため、後任の法定経営指導員である高松敬子へ変更するもの。

（備考）

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：高松 敬子

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**1 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(地震・津波)

国の地震調査研究推進本部の「主な海溝型地震の評価結果(地震発生確率)」によると、マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

また、当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において、0.3～1mの浸水が予想されている。また、市のほぼ全域において液状化が予想されている。有田市内沿岸部や有田川河口付近には、JXTGエネルギー株式会社や三菱電線工業株式会社、漁業関係事業者など、多くの事業者が立地しているため、関連事業者を含め、多業種にわたって影響が予想されている。

(洪水)

近年の豪雨災害を受けて和歌山県が2019年2月に公表した想定によると、当所が立地する市街地地域において、5mを超える浸水が予想されている。有田川両岸には小売業やサービス業をはじめとした、多くの事業者が立地。多業種にわたって影響が予想されている。

(土砂災害)

県の「わかやま土砂災害マップ」によると、有田市内の山際のほとんどが、急傾斜地崩壊等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。山際には農業関係事業者のみかん畑等が多くあるため、みかん加工業者や運送業者、小売業者等を含め、多業種にわたって影響が予想されている。

(その他)

近年の当市の災害は、平成30年の台風20号及び21号の大雨、暴風により多数の住家等が浸水、損壊し、また市の広範囲で数日間にわたり停電した。

**(2) 商工業者の状況**

・商工業者等数 1,506人

・小規模事業者数 1,342人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	農業・林業	8	6	市内に広く分散している
	建設業	184	181	市内に広く分散している
	製造業	136	118	市内に広く分散している
	電気ガス業	1	1	
	運輸業	31	27	市内に広く分散している
	卸売・小売業	452	380	市内に広く分散している
	金融・保険業	20	16	市内に広く分散している
	不動産業	200	198	市内に広く分散している
	学術研究業	30	25	市内に広く分散している
	宿泊飲食業	146	126	市内に広く分散している

生活関連業	133	132	市内に広く分散している
教育学習支援業	58	54	市内に広く分散している
医療福祉	39	30	市内に広く分散している
複合サービス事業	7	6	市内に広く分散している
サービス業	61	42	市内に広く分散している

### 3) これまでの取組

#### ①有田市の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H27.3月（現行計画）	毎年1回改訂
防災訓練の実施	毎年9月～3月	各地区年1回実施
防災備品の備蓄		備蓄食料（1日分） ・水、アルファ化米
シェイクアウト訓練	R元.11月	市内全域で実施 約500人参加
4県連携自主防災組織交流大会開催	H31.2月	380人が参加

#### ②当所の取組

項目	年月	備考
事業者BCPに関する国の施策の周知	H20～	随時商工ニュース、パンフレット配布
事業者BCP策定セミナーの開催	H21.10 H24.11 H25.1	有田郡市対象、約40者参加 当所会員事業所対象、11者参加 和歌山県主催、10者参加
事業者BCP策定支援	H21～	5社策定支援
事業者BCP策定の見直し個別指導	R1.9	1社訓練実施
和歌山県事業継続計画策定支援事業活用	H21.3	1社策定
当会会員向けのBCP策定事例発表	H21.3	1社発表
損保会社と連携した損害保険への加入促進	H30.4～	勧誘110件、加入56件
防災備品の備蓄	H25～	非常用縄はしごを当会議所ビル2階～6階に1箇所ずつ設置
当会議所ビルテナント対象に防災避難訓練の実施	R1.8	毎年実施。19名が参加

## 2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる有田市と紀州有田商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・紀州有田商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・事業所においては、事業継続力強化に関して計画策定を検討する時間および人員が不足している。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

### 3 目標

#### ○成果目標

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	10	10	10	10	10	50
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	950	950	950	950	950	4,750
フォローアップ事業者数	10	20	30	40	50	150
事業者数（経済センサス）	1,342					-

#### ○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年10事業者
情報連絡体制の整備	当所と有田市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当所と有田市の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年1回
連携体制の推進	当所と有田市との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当所と有田市の担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員の育成	勉強会開催保険会社と共同で巡回指導(OJT)	年1回 延50件

### 4 その他

**5 事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

**6 事業継続力強化支援事業の内容**

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**(1) 事前の対策**

**①小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**②当商工会議所の事業継続計画の作成**

- ・令和3年3月末までに作成。

**③関係団体等との連携**

- ・連携協定を結ぶ和歌山県火災共済協同組合等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

**④フォローアップ**

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・有田市防災担当部局・商工担当部局と当商工会議所とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

**⑤当該計画に係る訓練の実施**

- ・年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて、自然災害（震度5以上の地震）が発生したと仮定し、有田市と連絡網を作成し、連絡ルートの確認等を行う。

**(2) 発災後の対策**

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

**①応急対策の実施可否の確認**

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と有田市で共有する。）

## ② 応急対策の方針決定

- ・ 当所と有田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>

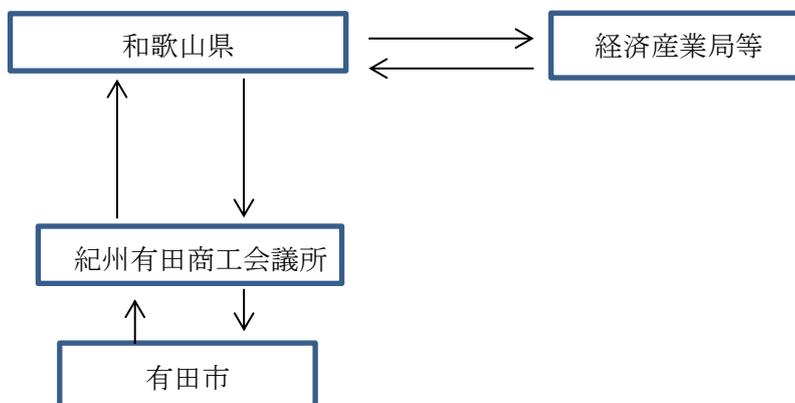
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と有田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## ③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と有田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と有田市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当所より県へ報告する。



#### **④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- 相談窓口の開設方法について、有田市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や和歌山県、有田市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### **⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援**

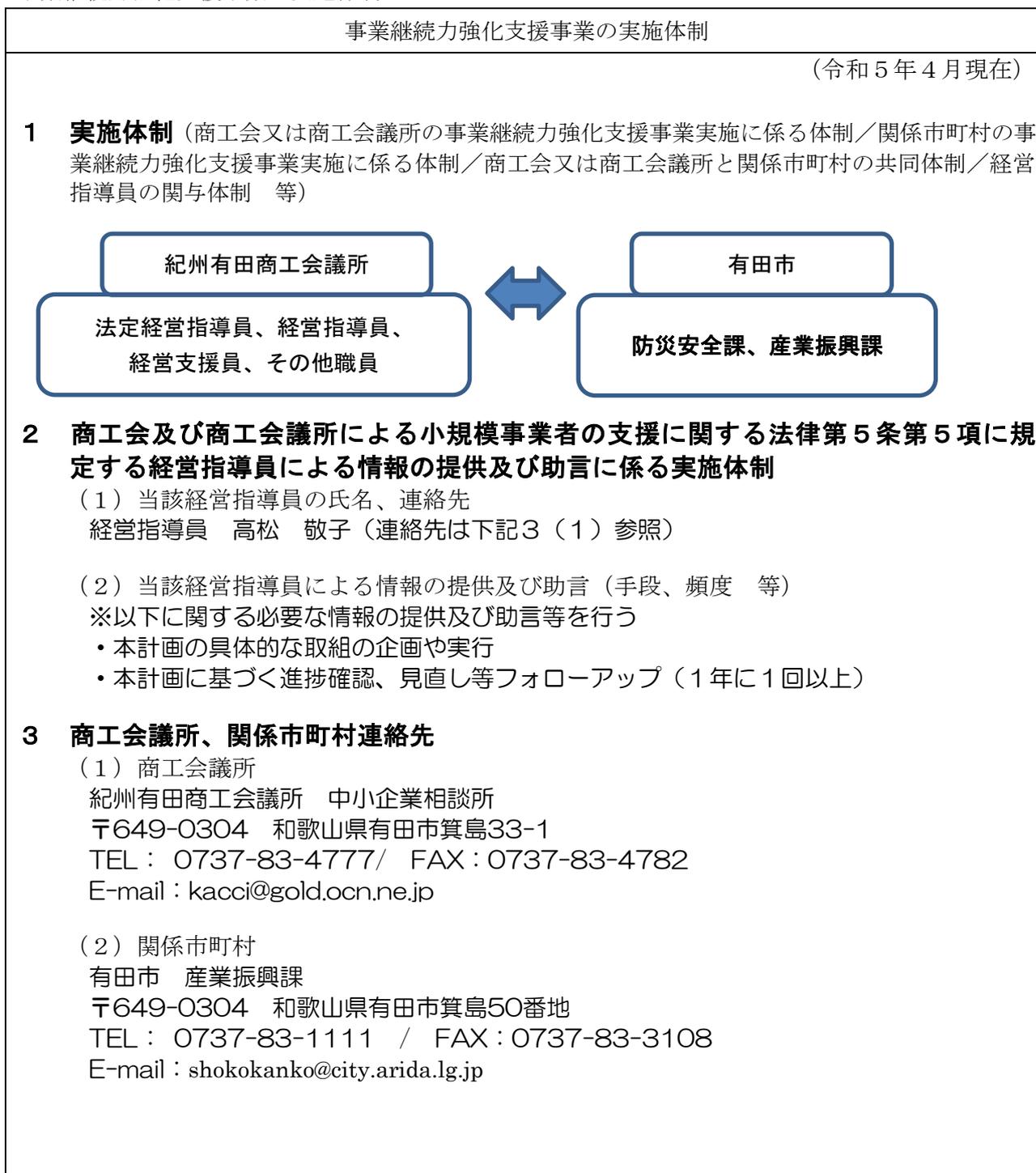
- 有田市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や、日本商工会議所、和歌山県商工会議所連合会に相談する。

#### **⑥ その他**

- 本計画は、当所及び有田市のHP及び広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	275	209	209	209	209
・専門家派遣費	165	99	99	99	99
・担当者会議運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	70	70	70	70	70
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等